## 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。

こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

▶ 対象: 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(注)で、以下の要件(住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象)を満たすもの

(注)再貸付まで借り終わった世帯(本年3月以前に総合支援資金(初回)を申請した世帯は最大200万円)や、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。

・ 収入: 市町村民税均等割非課税額の1/12+ 住宅扶助基準額以下(例: 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円)

・ 資産: 預貯金が の6倍以下(ただし100万円以下)

・ 求職等: ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

支給額(月額):生活扶助受給額(1世帯あたり平均額)を基に設定

単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円

住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

- > 支給期間:3か月(申請受付期限を令和3年8月末から令和3年11月末へ延長)
  - ・支援金の申請月より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
  - ・支援金の申請月に再貸付(3か月目)を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
- ▶ 所要見込額:589億円
- > 実施主体:福祉事務所設置自治体 費用:全額国庫負担 事務費含む

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数(7月末時点)

(令和3年8月26日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

(マ和サウカン・ロ内ボで、日内体がも取らがあった天浪を未引したものであるため、交更がありてる。)								
	申請件数	支給決定件数「	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	支給済額(円)		
 北海道	1,155	386	193		91	20,780,000		
青森県	74	58	20	20	18	3,060,000		
岩手県	30	17	6		5	540,000		
宮城県	437	213	97	48	68	5,980,000		
秋田県	15	9	5	0	4	420,000		
山形県	51	41	22	10	9	2,800,000		
福島県	163	122	60	26	36	8,100,000		
茨城県	436	326	175	57	94	14,860,000		
栃木県	579	365	200	82	83	6,520,000		
群馬県	382	242	118	66	58	10,960,000		
埼玉県	1,717	826	448	163	215	32,960,000		
千葉県	1,302	600	304	147	149	23,420,000		
東京都	7,547	3,112	2,037	546	529	156,460,000		
神奈川県	1,614	507	273	104	130	24,280,000		
新潟県	63	37	25	8	4	1,840,000		
富山県	138	113	65	23	25	4,500,000		
石川県	330	304	187	63	54	20,780,000		
福井県	89	58	29	16	13	980,000		
山梨県	165	135	78	34	23	6,180,000		
長野県	219	167	88	47	32	8,320,000		
岐阜県	338	252	132	63	57	10,160,000		
静岡県	97	71	29	19	23	2,840,000		
愛知県	916	619	357	126	136	29,160,000		
三重県	140	109	53	26	30	6,700,000		

<sup>(</sup>注)支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て7月申請分を反映したものではないことに 留意が必要。

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数(7月末時点)

(令和3年8月26日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

(マ和3年9月29日時点で、日泊体が5和日がめりた天韻を来引したものであるため、交更がありてる。							
	申請件数	, 支給決定件数 <sub>「</sub>	<b>ж</b> ешш 21шш		2 I NI L###	支給済額(円)	
\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	.=	
滋賀県	745	405	220	81	104	17,080,000	
京都府	2,286	1,695	928	381	386	75,840,000	
大阪府	8,041	4,353	2,560	877	916	268,600,000	
兵庫県	2,063	669	398	137	134	27,140,000	
奈良県	230	115	48	31	36	3,820,000	
和歌山県	280	141	79	31	31	9,220,000	
鳥取県	152	135	77	28	30	7,880,000	
島根県	18	16	8	3	5	1,060,000	
岡山県	743	357	202	79	76	23,440,000	
広島県	289	127	68	36	23	8,480,000	
山口県	149	80	54	9	17	2,880,000	
徳島県	64	40	16	9	15	1,460,000	
香川県	59	37	20	9	8	660,000	
愛媛県	802	534	328	110	96	24,740,000	
高知県	470	284	168	59	57	13,120,000	
福岡県	1,106	419	206	108	105	18,720,000	
佐賀県	75	66	32	13	21	3,400,000	
長崎県	115	54	26	12	16	3,040,000	
熊本県	279	96	37	32	27	5,560,000	
大分県	503	304	176	72	56	16,820,000	
宮崎県	257	209	119	36	54	13,720,000	
鹿児島県	298	188	120	27	41	8,820,000	
沖縄県	1,345	582	284	116	182	23,000,000	
計	38,366	19,595	11,175	4,098	4,322	981,100,000	

<sup>(</sup>注)支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て7月申請分を反映したものではないことに 留意が必要。

## 【求職活動要件関係】

問 30 受給中、公共職業安定所において月2回の職業相談等を行うこととしているが、現在、公共職業安定所は非対面での相談等を行っているところ、電話がつながらない等やむをえない事由により、職業相談ができなかった場合の取扱い如何。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く現下の状況においては、上記のような場合にまで、自立支援金を中止とすることは適切ではない。月2回の職業相談等の要件の確認については、地域の感染状況や公共職業安定所の混雑の状況を総合的に勘案し、都道府県等において適切に判断されたい。
  - ※(住居確保給付金と同様)この取扱いは、緊急事態宣言等の発出にかかわらず適用可能
- 問 31 受給中、公共職業安定所において月2回の職業相談等を行うこととしているが、地域や本人の事情により紹介できる仕事がない場合の取扱い如何。

(答)

- 本人の状況や希望に沿った職業が当該地域において物理的に紹介できない場合、自立 支援金を中止することは適切ではない。この場合、地方自治体の実施する無料職業紹介所 の活用や民間の職業紹介 WEB サイトでの活動等、適切な代替措置をとり、本人の希望や適 性に沿った職業・企業への応募が可能となるような対応に努められたい。
- ※(住居確保給付金と同様)この取扱いは、緊急事態宣言等の発出にかかわらず適用可能。